

《 障害者の支援について 》

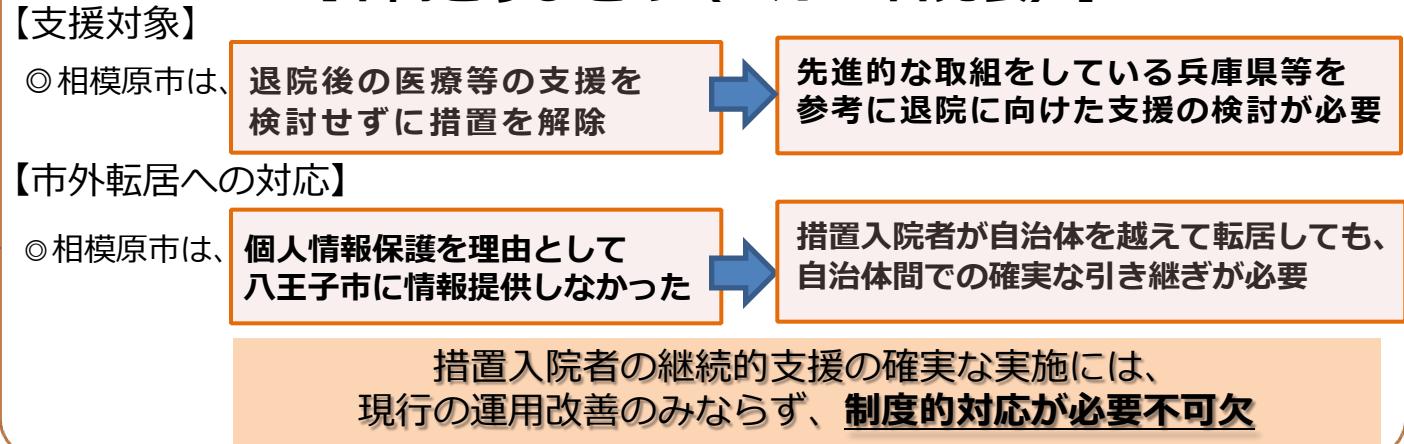
～精神障害のために措置入院となった者に対する支援のあり方の検討～

国が設置した「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」における検討

【検証・検討における論点】

- ① **福祉施設における防犯対策**
 - ・ 「地域に開かれた施設」と両立する防犯対策のあり方
- ② **精神保健福祉法の措置入院**
 - ・ 措置入院、措置解除の判断
- ③ **退院後のフォローアップ**
 - ・ 退院後の継続医療、自治体や地域コミュニティとの連携
- ④ **警察等の関係機関との情報共有のあり方**

【中間とりまとめ（9月14日発表）】



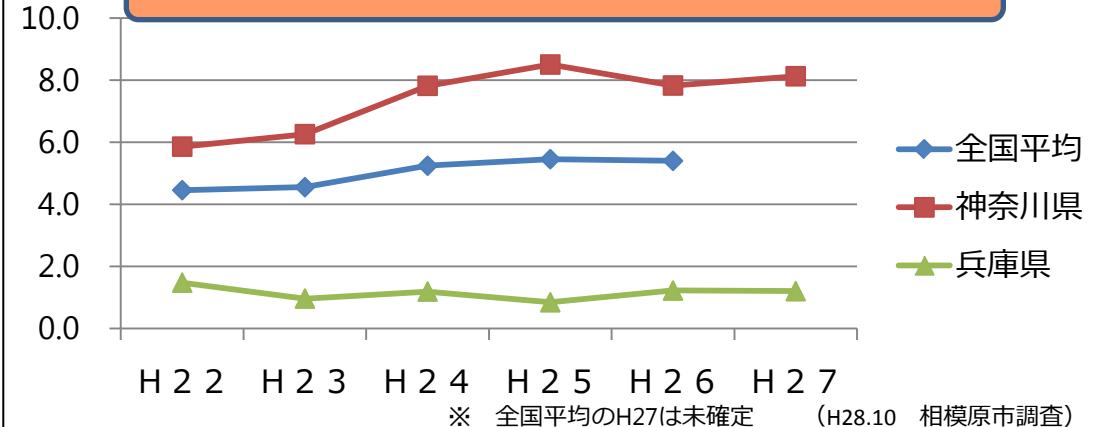
兵庫県における支援の状況

- 支援の要否判断を行うことなく、**措置入院者全員を支援対象者とする。**
- 支援対象者が保健所区域外に転居の際は、転居先の保健所に引き継ぐ。
- ※ 神戸市など、管外の自治体との連携について、明確なルールはない。

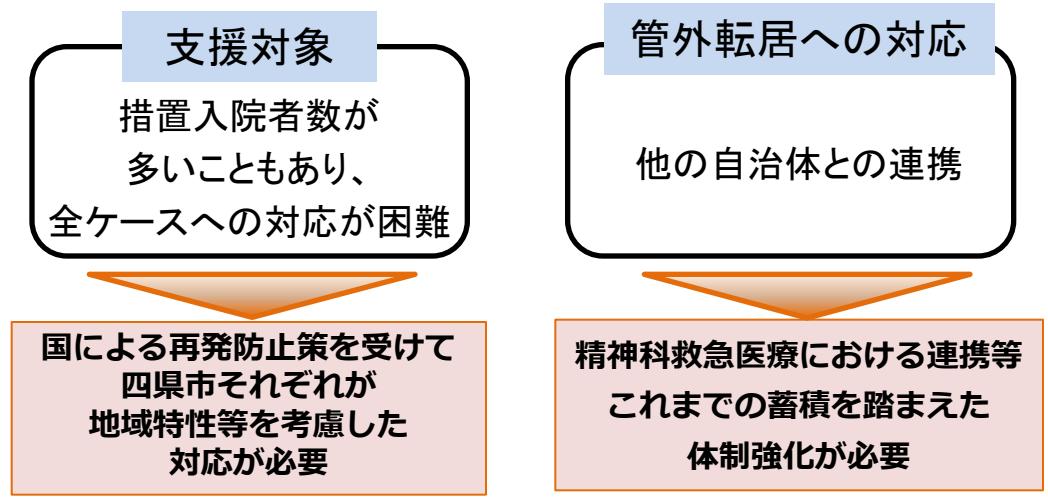
県内の現状

- 県内における措置入院にかかる病院との連携等については、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市による**4 縣市協調体制により実施。**
- 措置入院者への入院中、退院後の支援について、明確な定めはないため、それぞれの**自治体の判断により必要に応じ実施**されている。
- 支援対象者が管外に転居した場合の連携は制度化していない。
- 神奈川県は、全国平均よりも措置入院者数が多い傾向にある。

措置入院者数の推移の比較（人口10万人対）



県内における課題



今後の連携した取組

- 1 今後公表される国の再発防止策を踏まえた措置入院者の支援の充実に向けた取組。
- 2 措置入院者本人の同意を前提に、県内での転居については、情報を引き継いでいく仕組みづくり。
- 3 措置入院者支援の充実に向けた財政支援及び医療体制の整備等について国に対して働きかけ。